

—— 社会保障部だより ——

エチゾラム及びゾピクロンの投薬期間の制限について

日医発第805号 (保169)

平成28年10月19日

日本医師会長

横倉義武

薬価基準に記載され、保険診療で使用されている医薬品「エチゾラム（商品名：「デパス」等 薬効分類：精神安定剤）」及び「ゾピクロン（商品名：「アモバン」等 薬効分類：睡眠障害改善剤）」については、平成28年10月14日から麻薬及び向精神薬取締法に規定する向精神薬に指定されたところです。（平成28年9月28日 日医発第747号（地I188）にてご連絡）

これに伴い、今般、揭示事項等告示が一部改正され、エチゾラム及びゾピクロンの診療報酬上の投薬期間を平成28年11月1日以降は30日分を限度とする旨が示されるとともに、関連する通知が示されましたので、お知らせ致します。

改正の概要等については下記のとおりであります。今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

記

1 改正の概要

- (1) エチゾラム及びゾピクロンは、平成28年10月14日から麻薬及び向精神薬取締法第2条第6号に規定する向精神薬に指定されたが、平成28年10月31日までは、揭示事項等告示第10第2号(1)ロに規定する向精神薬からは除外することとし、向精神薬に係る投薬期間の上限（投薬量又は投与量が14日分を限度とされる。）の例外として定めたものであること。
- (2) エチゾラム及びゾピクロンについて、平成28年11月1日より、揭示事項等告示第10第2号(2)イに規定する投薬量が30日分を限度とされる内服薬として定めたものであること。

2 その他

- (1) エチゾラム及びゾピクロンの投薬量の制限（30日分を限度とする。）については、平成28年11月1日より適用されるものであるが、同年10月31日までの間であっても、その投薬については、以下の規定を踏まえ、適切に行うこと。

■ 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日付け保医発0313003号/最終改正:平成28年3月4日保医発0304第12号)(抜粋)

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等(揭示事項等告示第10関係)

(中略)

4 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(中略)

(4) 投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方、薬物依存症候群の有無等、患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で、病状が安定し、その変化が予測できる患者に限って行うものとする。そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認し、診療録に記載するものとする。

(2) 処方せんの使用期間は原則4日間とされているが、例えば10月31日にゾピクロンを40日分投薬する旨の処方せんを交付し、調剤薬局が当該処方せんを11月3日に受け取った場合でも、40日分の調剤をすることは可能であること。(厚生労働省当局に確認済み)

以上

(参考資料)

1. 官報(平成28年10月13日 第6877号 抜粋)
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正について
(平成28年10月13日 保医発1013第1号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新たに向精神薬に指定される内服薬の投薬期間について(案)
(平成28年9月28日 中医協総会資料(総-5))